## 論文審査の結果の要旨

氏名:安野 修右

博士の専攻分野の名称:博士(政治学)

論文題名:「競争を否定する選挙法―戦後日本における選挙運動規制の形成過程に関する研究―」

審査委員: (主査) 日本大学教授 吉野 篤

(副查) 日本大学教授 渡邉 容一郎

(副査) 中央大学教授 三船 毅 博士(法学)

本論文は、初出一覧、補足事項、第1章~7章および参考文献によって構成され、A4版 245ページに及ぶ長編である。

## 1 本論文の内容

第1章は研究の背景・目的・構造が示される。背景となる問題意識として、例えば「投票を議席に変換する制度群」といった欧米の選挙制度の定義が狭すぎるのではないかという疑義があり、それに対して本論文の認識は日本のように欧米の先進民主主義国とはことなる背景をもつ場合にはミクロな選挙制度が政治過程を左右するという点にある。「競争を否定する選挙法」とは、欧米の場合における選挙市場での自由な競合を尊重する仕組みとは異なって、日本では選挙市場の失敗を原理的に根絶する全面的な介入がなされることを意味する。

第2章では戦後日本の選挙運動規制の構造が提起される。その具体的構造として、何が禁止されているのかという点に関する包括性、何が許されているのかという点に関する候補者中心主義、誰が執行するのかという点に関する官僚主義、さらに誰が定めるのかという点に関する「議員主権」の4点が示される。また選挙運動規制研究の現状として、「歴史的アプローチ」は戦前に導入されたことのみをもって選挙運動規制に関する現象すべてを説明しようとしており方法論的に精緻ではないと分析され、「合理的選択アプローチ」の研究例は55年体制成立以降の選挙運動規制の変遷に着目し、前者との議論のつながりは希薄である。このことから、公職選挙法制定から55年体制成立までの空白期間に焦点を定める視点が生まれる。

第3章は公職選挙法制定までの選挙運動規制が取り上げられる。第一節で戦前期における選挙運動規制と「私的選挙運動の自由制限原理」が示され、第二節では1945年衆議院議員選挙法改正と「マッカーサー裁定」について論じられる。第三節では1950年公職選挙法制定の政治過程が論じられ、第四節では50年制定法から52年改正への経緯が示される。これらはいわば占領期における選挙制度・運動規制の変遷に関する具体的な論述となっている。

第4章は1952年公職選挙法改正の政治過程に関する分析である。第一節は民主的不確実性をめぐるゲームに関して、第二節は現職国会議員と追放解除者の対立を綿密に追っている。第三節は選挙制度調査会の答申をめぐる政治過程が論じられ、第四節では1952年公職選挙法改正に関する政治過程が具体的に分析され、第五節では52年改正法が総選挙に与えた影響について分析されている。著者の意図として重視されているのは、この1952年改正の重要性であり、それはこの改正が戸別訪問の再度全面禁止、政党活動の制限、新聞報道の制限など、選挙法の再厳格化に舵をきったという研究上の重要性、また独立後初の総選挙に際し、われわれ日本人が当然のこととみなしている選挙の在り方を規定したという歴史的重要性、そして52年改正はこのような歴史的重要性を伴っていることにより大量の資料が存在しているという、他の改正事例とはことなる「取り組みやすさ」があるという。

第5章は当時の政治的アクターとして重視される1952年時の警察の動向がフォローされる。これは「選挙ガバナンス研究」の視点が導入されているという。そこでは具体的には内務省解体による分権化の促進であり、自治体警察の整備がなされたこと、それにある程度はともない、ハイリスク・ローリターンな選挙運動規制による取締の恣意的執行の圧力を警察が拒絶することなどの事象が検討される。また、この52年改正についての現職国会議員の対応として、「選挙運動規制は取締を受ける者だけではなく取締る者の行動をも規制する」という側面があるという事実を示す意図がある。

第6章では1950年代における後援会普及と選挙運動規制との関係が取り上げられている。従来から政治学の知見では、後援会の普及は中選挙区制の帰結であるという通説があるが、それには少なからぬ問題があることが指摘され、むしろ選挙運動規制からの裏付けが多く、このようなミクロレベルの選挙制度の重要性が示されるこう好個の事例であるとされる。そして、これに起因して個人本位の選挙が促進され、選挙区サービスが容認され、54年改正の政治団体を介した寄附の合法化が図られるなど、54年改正の前後で「事前運動」が「後援会」に収れんされたのだという判断が導きだされる。

第7章では今後の選挙運動規制研究の展望が提示されている。そこでは選挙運動規制の「経路依存性」が示され、55年体制以後の現職国会議員による規制の固定化、警察当局への圧力が現職国会議員への従属という形で強化されたことなどが指摘される。これはいわば選挙過程からコミュニケーションを締め出す選挙法の固定化という現象として把握されている。そしてこれは自発的に自らの選好を形成・表明できないという深刻な事態につながっているとされる。重要な指摘であるように思われる。さらに比較研究の可能性について言及され、こうした比較研究についての豊富な方法論や分析視角も広がりつつあり、特殊日本的な現象として位置づけられがちなミクロな選挙制度研究の広がりについて言及されている。

## 2 本論文の評価

本論文は、主要な論点を構成する1952年公職選挙法改正に関する政治過程を、一種のゲームとして捉え、改正に係わる各アクターの行動・均衡の帰結として「選挙運動規制」を位置づけている。従来の法改正や政策形成過程などを対象とした研究は、歴史的資料に基づいて資料の意味を敷衍し、あるストーリーを作るものであった。それに対して本論文は、1952年の法改正に係わるアクターの複雑な行動を整理し、ともすれば不可解なアクターの行動の背後に実は綿密に計算された合理性が存在することを明らかにすることにより、いわば合理的選択の分析枠組みを基礎として公職選挙法改正過程を再構築した点に特徴がある。

さらに本論文は、合理的選択理論の枠組みを補強・正当化するために歴史的に貴重な第一次資料を丹念に用いている。資料とその背後にあるアクターの関係を的確に一定の理論的枠組みにはめ込む力量はやはり評価されるべきである。また、不可解な立法過程など複雑なアクターの関係を整理する枠組みを合理的選択分析として再構築することにより、他分野への適用可能性が示されていると考えることができる。例えば、法案作成に係わったアクターの多くが鬼籍に入ってしまえば、オーラル・ヒストリーなどの手法も使えないが、そうしたアクターの思惑などを合理的選択理論の枠組みの中で説明し、新たな解釈を加えることも可能かもしれない。以上のように政治史的な記述的手法に、一定の理論的枠組みを適用しようとする本論文は、新たな研究手法の一端を切り開いた側面をもっている。

一方、論文の基本的性格あるいはモチーフとして、本論文がどのようなジャンルに属しているのかという点については、多少の疑義があるようにも思われる。「選挙運動規制」というメインテーマに直接かかわる法律学的側面、それを執行する状況に関する行政学的側面、日本の選挙制度の展開に関する政治史的側面、さらにはそれらの側面を一定の理論的分析枠組みにはめ込むという政治理論的側面などがあり、これらをどのように整合性をもつ論理的記述とするのか、という点については今後の研究の進め方を含めて一考の価値があるように思われる。

しかし、こうした疑義はもっともらしくはあっても実際にはきわめて困難な要求であろう。選挙制度のミクロな側面の重要性を、一定の実証的・歴史的・理論的アプローチを用いて論証しようとした本論文は、それらのアプローチ全体を駆使しなければならなかったと言えるかもしれず、本論文の独創的着眼点に基づく総合的価値を下げるものではありえない。

したがって、本論文は、博士(政治学)の学位を授与されるに十分値するものと認められる。

以上